赴き謝恩せしむ。臣円、当に益〝敬を堅め補報是れ図るべし。 十三条、共に重さ五百斤・馬三十匹・硫黄四万斤を装載し、 重さ一万斤・貼金彩画屛風二扇・貼金墨画等様扇二百把・象牙四 護腿一双・犀角二十六個、共に重さ一十七斤・磨刀石二様、 鎖子甲手套一双・鍍金鉄面一双・鍍金銅護臁一双・色線穿紅漆鉄 衮刀二十把・五彩褊縧穿束皮鉄甲一領・紅編縧穿束皮鉄甲一領 刀一十把・鍍金銅結束紅漆靶鞘変刀三十把・鍍金銅結束螺鈿靶鞘 共に 礼⑧

右 為の字より起こし外の字に至りて止む。計四百四十字、 謹んで奏聞す 紙一張 部に備咨して知会するを除くの外、謹んで具して奏聞す。

成化八年(一四七二)九月二十八日 んで上奏す 琉球国中山王臣尚円、 謹

注 1 韶書 〇一一八。

2 (〇]-|九]。

3 頒賜 頒賜の目録は〔○一-二○]。

4 武実 ある。 『明実録』成化九年四月丁卯の条にこの入貢の記事が

5 扎靶 刀のつかに(紐などを) 巻きつけること。

 $\widehat{\underline{6}}$ 編》 組紐。

7 鎖子甲手套 布帛の袋に鎖を綴じつけて仕立てる。 F手套 鎖籠手か。幅の狭い平紐、組 肩先から左右の腕をおおうもので、

8 礼部に備咨 [1七]八]。

> 1-12-21 りの一年一貢を請う奏(一四七六) 国王尚円の、前年の進貢使の強盗殺人事件を釈明し、従来通

聖聴を煩瀆す。 申呈に照らして具奏せるのみ。一夫の浮言より出ずるに、九重の 只だ陳二官の隣人王宗なる人の、空に托して番人の劫を行うを告 伏して望むらくは、天朝、 して結せしめて申達す。上司は実跡の有無を究めず、只だ該県の 指するに憑り、該管の地方の里老をして王宗の告供する所に依憑 て理順なり。委に実情無し。懐安県の官、一時挨捕に従無きも、 之を拘問するに、先の船は、港外の馬頭江の綱崎を離れて抛泊し、 依して即ち通事蔡璋并びに同船せる一起の人犯を拘し、親自ら、 官の程鵬等を差わし朝貢せしむ。回還するに、勅諭を齎捧し、 れ強劫し殺人するの情由有らんや、と。異口同詞なり。事明にし 通船の人衆は一人も岸に登るを許さず。豈に番人、遠く本船を離 逐一隔別に研究するに、各 ^ 、 陳二官は賊に劫殺せらると供す。 を行いたる番人を追究し、法に依りて懲治せしめよ。今後は毎 に到る。開読するに、夷邦をして先次の通事蔡璋等を責問し、 一百人、多くも一百五十人を過ぎず、二年一貢せよ、とあり。 本国、成化十年(一四七四) 琉球国中山王臣尚円、奏す。開読し復命する事の為にす。 合に各人の備細の供詞を将て具本し復命すべし。 海涵なる春育もて曠蕩の恩赦を覃敷せ 謹んで方物を備え、正議大夫等の 劫 玉 船

勝字等号海船二隻を駕して装載し、表文一通を齎捧して謝恩せし二十三匹・硫黄三万斤を備えて、長史梁応・使者亜蘇等を差わし、香二百斤・象牙二百斤・檀香二斤・束香三百斤・胡椒一千斤・馬黒漆沙魚皮靶螺鈿鞘腰刀四把・鍍金銅結束螺鈿靶鞘変刀四把・丁んことを。其れ疑わしきは罪せざるに似たり。謹んで鍍金銅結束

な。

を遵奉せん。二載一朝は実に疎曠と為す。孝子の父母に事うるや、 以て臣子の感恩し向化するの微誠を尽くし、 物を備えて按年職貢す。聖徳の含弘し柔遠するの盛治を仰頼して、 休らしめよ、とあり。此れを欽む。欽遵して、消埃報い難きも方祭 修するを与し、該に換うべき的は、他の換うるを与し、風汛に悞了 他の、東西を収買して回国するを従す。船の壊れたる的は、他の常 搭せる一応物貨は都て抽分を免じ、例に照らして価鈔を給与し、 せよ。王の賞賜は就ち使者毎をして帯して回去せしめよ。但だ附 至誠なり。恁礼部、王の差来せる人を将て都て衣服を与えて賞賜 去きて硫黄を取らしむるに、他便ち数の如く送りて将来す。好生 琉球国王は天道に敬順し、我が朝に恭事す。我這裏、人を差わし うに太祖高皇帝、国王の陪臣の子をして国子監に入りて読書せし むるを許し、儒学を知り其の夷風を化せしむ。永楽十五年(一四 一七)三月内、礼部の咨を准く。太宗文皇帝の聖旨を奉ずるに、 に俯臨して、王を封じ錫賚し多儀を賞賜するを荷蒙す。 切に惟うに琉球国の歴世の先王、天朝の屢、廷臣を遣わし夷国*** 一年一貢して、 欽んで惟

と為すに庶からん。謹んで具して奏聞し、伏して勅旨を候つ。名に照らして稟糧を支給せんことを。乞丐を免れしめ、実に万幸れば誠に於て乃ち尽くさん。乞う、洪武永楽年間の事例に照らし、一日見ざれば心に於て安からず。夷国、天朝を仰ぎて一年一貢す

成化十二年(一四七六)

注*『明実録』成化十一年四月戊子の条にこの事件の記事がある。

- (1)復命 命ぜられてした事の結果を命令者に報告すること。
- (2)程鵬 『明実録』成化十一年三月己未の条にこの入貢の記事
- (3) 勅諭 〔○一二一〕。本事件の詳細があり、参照のこと。
- (4) 一起 一緒に。ひと組。合計。
- 福州府志』巻五、山川)。綱崎は不明。地名か。(5)馬頭江(福建省の閩江の河口の馬尾付近を指す名称(『乾隆
- (6) 懐安県 福州府城の北、馬尾から約四十キロ上流にある。
- か。(7)挨捕 挨は一つ一つ、順番に。一人ずつ探して捕らえること(7)
- られ、下級審の役割を有した(『社経語彙・正』)。(8)里老 里老人。明代、村落内で選ばれた長老。裁判権を委ね
- (9) 結 証文。
- (10) 聖聴 天子が聞くこと。
- (11) 錫賚 たまもの。賞与 (する)。
- (12) 国子監 〔〇四-〇五〕注(31)国学参照。
- (1))消埃 見えないほどのほこり。 貢物が僅かなことのたとえ。

- (14) 按年 年々。 気
- (15)含弘 万物を包みこむ。広大な徳。
- (16) 乞丐 施しをもとめる。

長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を請う奏

1-12-22

(一四七六、三、五)

べて乞恩する事の為にす。琉球国中山王尚円の差来せる長史梁応等、謹んで奏す。情を陳琉

恐る。 て具本し親ら齎して、謹んで具して奏聞し、伏して勅旨を候つ。 恩を感戴するの至りに勝えざるに庶からん。此の為に、 等の国に前往せしめて去訖る。況んや臣の本国、遠く藩維を守り、 の外、 に齎回して開読せしめんことを。雨露均しく霑すを得、臣等、 みて皇上の憐憫を蒙らば、乞う、詔書を降して臣等に賜い、本国 ずるの国にして、臣の国と比ぶるに事体は相い同じ。 請せず、縁りて臣等回還すれば誠に国王の罪責して便ならざるを 隔たりて海道を渉るをや。未だ恩賜を蒙らず。若し情を陳べて奏 り。臣等、切に見るに、朝廷、官を差わし詔を齎し、朝鮮・安南 き謝恩す。方物は、福建の三司の委官して管運するを蒙るを除く 一月初八日に東宮を冊立するを聞くに、実に天下万パ年の根本な 臣等、本国の差を蒙り、使者亜蘇等と同に表文を齎捧し京に赴 思い得たるに、朝鮮・安南等の国は、倶に朝廷の正朔を奉 臣等、京に到り、幸いに皇上、成化十一年(一四七五)十 如し伏し望 名を連ね 天

成化十二年(一四七六)三月初五日

い許された記事がある。 未(十六日)の条に、本文書及び〔一二-二三〕の奏請を行(1)梁応 『明実録』成化十二年三月戊申の条に入貢の、三月己

注

- (2) 三司 布政司、按察司、都指揮司。
- 帝)を皇太子とした。(3) 東宮を冊立 成化十一年十一月癸丑、皇子祐樘(のちの弘治
- 未の条に記事がある。 『明実録』成化十一年十一月辛
- し中国をはじめとする漢字文化圏の外国が長く用いた呼称。五二七、一五三三―一七八九年。安南はヴェトナム方面に対安南 ここではヴェトナムの大越国(黎朝)、一四二八―一

5

1-12-23

長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を再び請う奏

(一四七六、三、一五)

琉球国中山王尚円の差来せる長史臣梁応等、謹んで奏す。例に

照らすを乞恩する事の為にす。

て臣等に賜い、順齎して回国せしむるを乞う、の情由あり。奏し臣等、成化十二年(一四七六)二月内に具本すらく、詔書を降して該福建三司の委官して管運するを除くの外、臣等、京に到り、臣等、本国の差を蒙り、表文を齎し京に赴き謝恩す。方物を将